

東日本大震災復興特別区域法の施行について (厚生労働省関係部分)



平成23年12月26日
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

東日本大震災復興特別区域法(厚生労働省関係部分)

規制手続き等の特例

《法律事項》

- ・ 確定拠出年金にかかる中途脱退要件の緩和(確定拠出年金法の特例)(P2) ※第34条

《内閣府・厚生労働省令》

- ・ 東北発医療機器等開発復興特区(P3)
- ・ 被災地における医療・介護確保のための特区(P4)
- ・ 被災地の薬局等の構造設備に関する規制の緩和(P5)

財政上の特例(「復興交付金」)

《法律事項》

- ・ 土地区画整理事業、土地改良事業等のほか、内閣府令で定める事業が対象 ※第77条

《内閣府令》

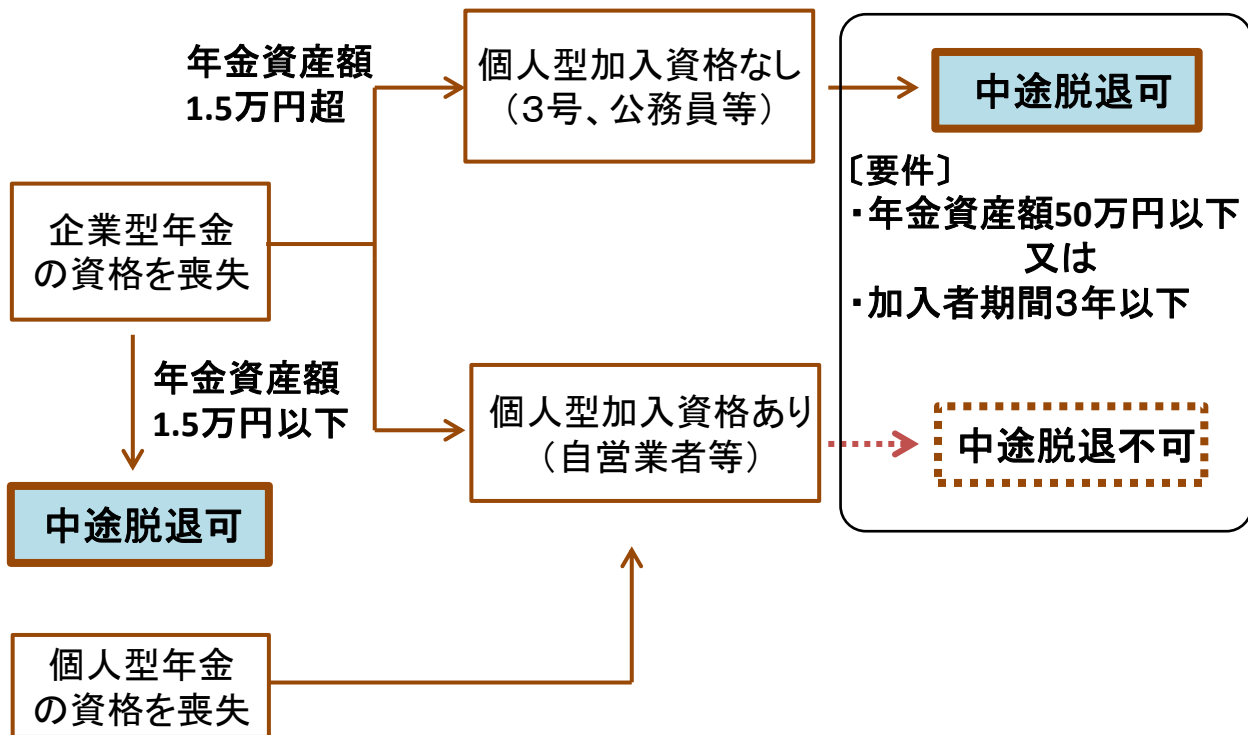
- ・ 医療施設耐震化事業(P8)
- ・ 介護基盤復興まちづくり整備事業(P9)
- ・ 保育所等の複合化・多機能化推進事業(P10)

Ⅱ 復興特区について

1. 確定拠出年金に係る中途脱退要件の緩和(確定拠出年金法の特例)

現行の確定拠出年金制度は、60歳到達前の中途での脱退は原則として認められていないが、復興特別区域制度の枠組みの中で一定の要件を満たした者については、確定拠出年金制度からの中途脱退を可能とする。

【現行】年金資産額が少額な場合等のみ中途脱退が可能



特例の内容

◎震災により住居又は家財が損害を受け、退職等した加入者であった者について、一定の要件を満たす場合に脱退一時金の支給を認める。

[要件]

<企業型>

- ①震災発生から2年以内に震災により退職し、請求時点で第2号被保険者でないこと
- ②請求日まで6月以上個人型の掛金拠出なし
- ③年金資産額が100万円以下 等

<個人型>

- ①震災発生から2年以内に運用指図者となり、請求時点で第2号被保険者でないこと
- ②請求日まで6月以上個人型の掛金拠出なし
- ③年金資産額が100万円以下 等

☆今後の手続き

- ・被災自治体が、脱退一時金を活用した地域の復興に係る事業(例:商店街の復興や災害に強い街づくり等)を盛り込んだ復興推進計画を内閣総理大臣に申請し、認定を受ければ、その日以後、平成27年度末までの間、特例措置が適用される。

- 東北地方にはもともと内視鏡等の医療機器分野で競争力のある企業の主力工場が立地。
- 東北地方の特色・強みを活かした革新的医療機器の創出を図り、東北地方の雇用と産業を創出するため、医療機器等開発特区を創設。

革新的な医療機器の開発促進

①岩手プロジェクト

岩手大学工学部

医工連携

岩手医科大学医学部

医工連携拠点病院
(中核病院とのネットワーク)

内視鏡手術器具等の開発
岩手県はコバルト合金の生産に強み

革新的医療機器の創出による地域振興(地元産業の育成)

②宮城プロジェクト

東北大学

医工連携中核病院
(ネットワークの中心、ITも活用)

膵島移植技術等の開発
工学部との周辺機器開発

①研究開発型人材の育成
②革新的膵島移植技術の創出による1型糖尿病患者の治療

③福島プロジェクト

日本大学工学部

医工連携

福島大学理工学群

医工連携拠点病院
(中核病院とのネットワーク)

・国産手術用ロボット等の開発
・放射線治療の合成装置等の開発

革新的医療機器の創出による治療機器開発の国際競争力強化

東北地方の医工連携ネットワーク化による革新的医療機器の創出

迅速な実用化

医療機器製造拠点の誘致

製造拠点を誘致
医療機器の製造拠点を東北地方に誘致し、産業と雇用の創出及び輸出振興を図る。

開発拠点に対する研究費の重点化

- ・医工連携にかかる研究費の重点的な投入

医療機器治験への助成事業(三次補正)

- ・各プロジェクトにかかる医師主導治験等を助成

規制の緩和(復興特区・省令事項)

- ・運用改善
- ・薬事に関する相談の利便性の向上(PMDAの出張相談等)
- ・医療機器製造販売業等の許可基準(現場責任者の要件)の緩和 等

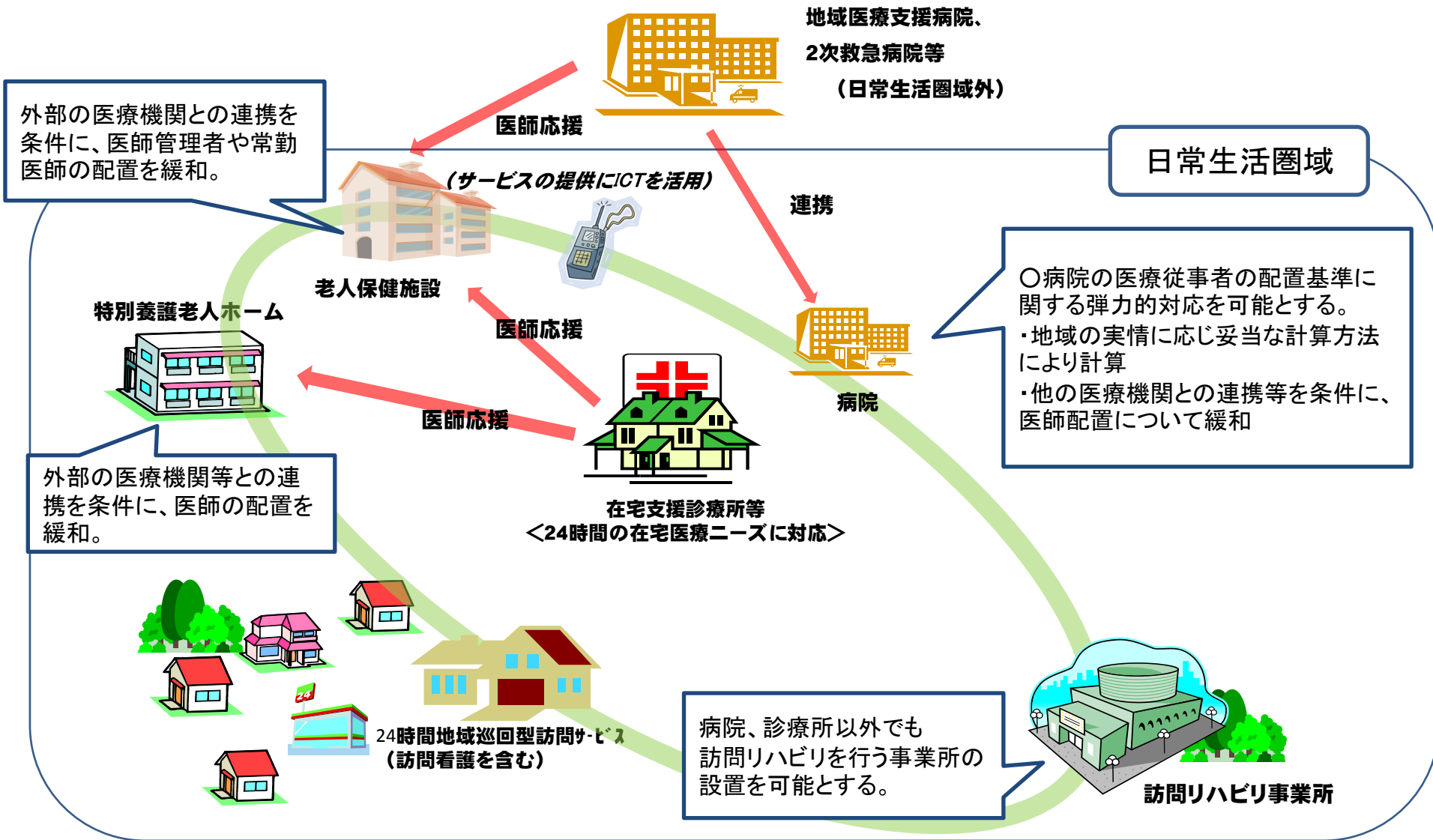
税制措置

- ・工業立地設備投資特区に係る税制上の措置等(経産省)

3

3. 被災地における医療・介護確保のための特区(省令事項)

～地域のネットワークを通じた医療資源の効率的な活用～



【要望】

被災地の薬局や一般用医薬品のみを販売する店舗の面積が基準を満たさない場合でも、薬局等を開設できるよう、薬局等構造設備規則の緩和を求める。



【現状】

薬局等構造設備規則では、薬局の店舗面積は19.8㎡以上とされている。また、一般用医薬品のみを販売する店舗の面積は13.2㎡以上とされている。



【特区の必要性】

東日本大震災で、薬局等が甚大な被害を受けたことにより、住民への医薬品の提供が困難な地域がいまだ存在する。被災地の住民が少しでも身近なところで医薬品を入手できることは、保健衛生上重要。

【対応方針】

- 面積が基準を満たさない場合でも、実情に応じて県等が薬局等の開設許可を与えることができるよう特例的な措置を講じ、被災地の薬局等の設置の支援を行う。

Ⅲ 東日本大震災復興交付金について

平成23年度3次補正予算額 約1.6兆円(東日本大震災復興対策本部事務局(内閣府)で計上)

復興基本方針

4 (1) ②

地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金を創設する

事業概要・目的

- 復興に必要な補助事業（市街地・農漁村整備、道路、学校等）を幅広く一括化し、内閣府に計上（執行は各府省に移替えて実施）
- 対象の自由度の向上、執行の弾力化及び手続きの簡素化を可能な限り進めることにより、円滑な復興施策を実施
- 基幹事業の効果を促進する効果促進事業を実施

事業イメージ・具体例

○交付団体:

A : 特定被災地方公共団体である市町村（222団体）

北海道:2町、青森県:4市町、岩手県:全市町村、
宮城県:全市町村、福島県:全市町村、茨城県:40市町村
栃木県:17市町、埼玉県:1市、千葉県:27市町、
新潟県:3市町、長野県:1村

B : 特定被災地方公共団体が存在する都道府県（11団体）

北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県
埼玉県、千葉県、新潟県、長野県

○対象事業：厚労省では以下3つの事業を内閣府令で規定

1. 医療施設耐震化事業

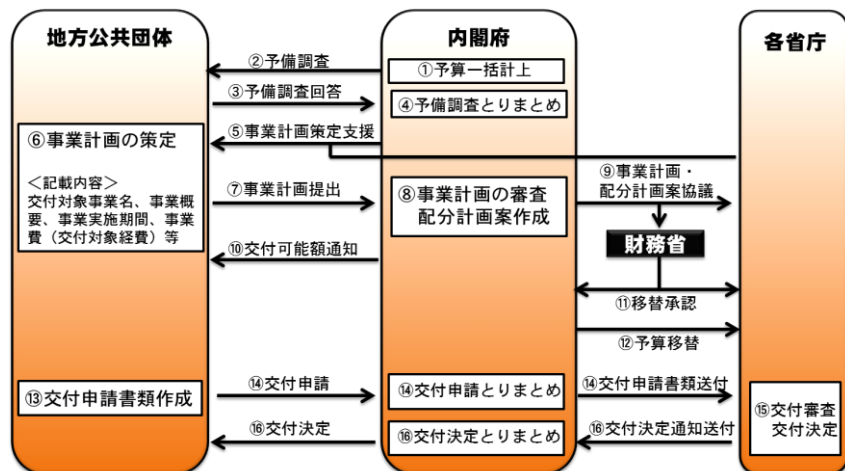
未耐震の災害拠点病院、救急救命センターを有する病院が行う耐震化のための新築建替を支援する。

2. 介護基盤復興まちづくり整備事業

地域における機能連携に対する支援として、在宅サービス等を行う拠点を整備するなど、基盤整備の支援を行う。

3. 保育所等の複合化・多機能化推進事業

被災地の復興に際し、子どもを地域で支えるため、保育所等について、複合的なサービスの合築、施設の多機能化を図る。



(参考) 基幹事業における対象事業(5省40事業)

番号	事業名	番号	事業名
文部科学省		18	道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理))
1	公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新增築・統合)	19	道路事業(道路の防災・震災対策等)
2	学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等)	20	災害公営住宅整備事業 (災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等)
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業		
4	埋蔵文化財発掘調査事業	21	災害公営住宅家賃低廉化事業
厚生労働省		22	東日本大震災特別家賃低減事業【新規】
5	医療施設耐震化事業	23	公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修)
6	介護基盤復興まちづくり整備事業【新規】 (「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等)	24	住宅地区改良事業(不良住宅除去、改良住宅の建設等)
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業	25	小規模住宅地区改良事業(不良住宅除去、小規模改良住宅の建設等)
農林水産省		26	住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備)
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等)	27	優良建築物等整備事業(市街地住宅の供給、任意の再開発等)
9	農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等)	28	住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業)
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等)	29	住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)
11	被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等)	30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業【新規】
12	漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤嵩上げ、生活基盤整備等)	31	津波復興拠点整備事業【新規】
13	漁港施設機能強化事業(漁港施設用地嵩上げ、排水対策等)	32	市街地再開発事業
14	水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等)	33	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業	34	都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業)
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業	35	都市防災推進事業(市街地液状化対策事業)
国土交通省		36	都市防災総合推進事業(津波シミュレーション等の計画策定等)
17	道路事業(市街地相互の接続道路)	37	下水道事業
		38	都市公園事業
		39	防災集団移転促進事業
		環境省	
		40	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業

事業概要

災害発生時に診療拠点となる災害拠点病院、重篤な患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターの耐震化整備を促進。

補助対象

特定被災地方公共団体に所在する未耐震の災害拠点病院、救命救急センターを有する病院が行う耐震化のための新築、増改築、耐震補強工事

補助要件

<病床過剰地域>

新築建替の場合、整備を行う病棟の病床数の10%以上削減

<病床非過剰地域>

新築建替の場合、当該医療機関の病棟の病床利用率が過去3ヶ年(暦年)平均で80%未満であれば、病床を削減(削減割合は、県医療審議会等の意見を聞いた上で決定)

交付団体

P6のBに掲げる団体

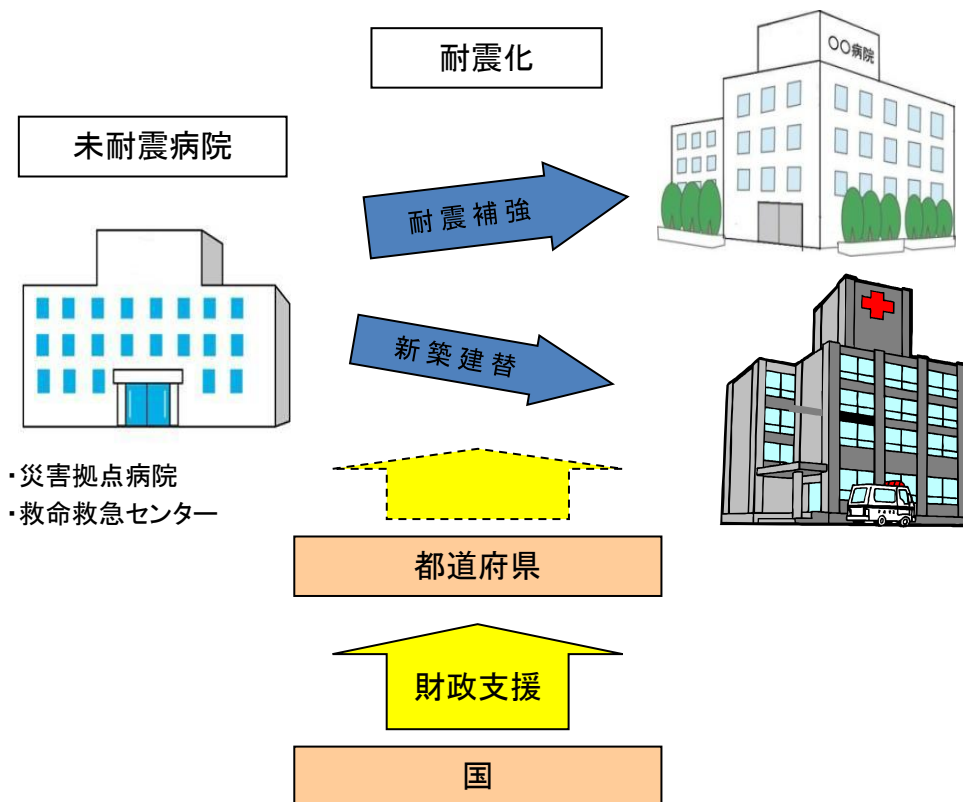
事業実施主体

災害拠点病院、救命救急センター

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国1/2、県1/2以内、事業主1/2以内



2. 介護基盤復興まちづくり整備事業

(「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等))

事業概要

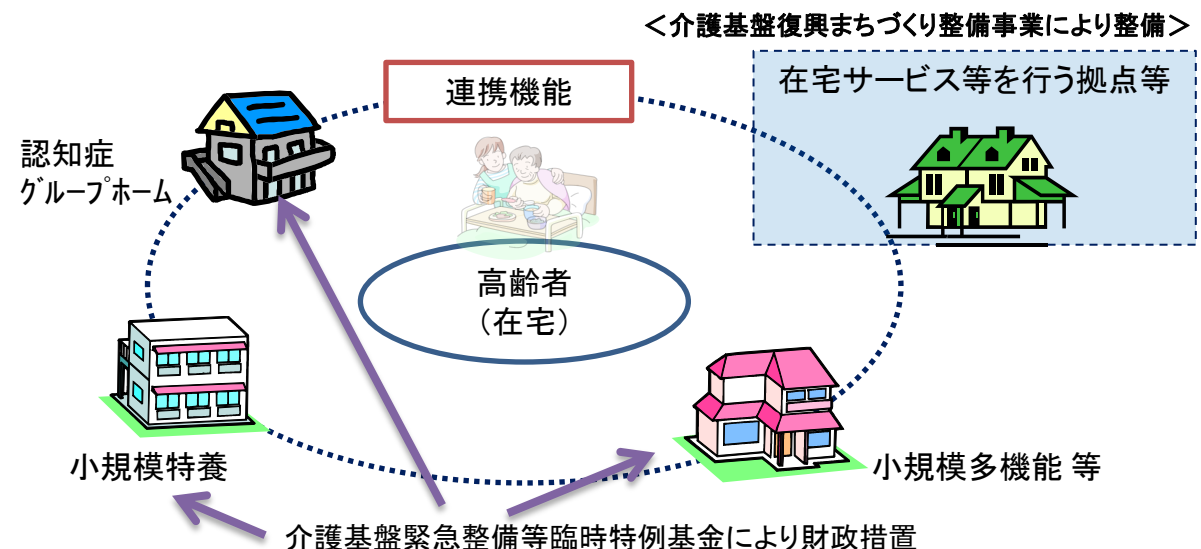
被災地において、日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、既存の介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用して小規模特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の基盤整備を行うことに加え、在宅サービス等を行う拠点等を整備するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業を行う。

補助対象・補助要件

復興計画支援高齢者ニーズ調査等で把握された市町村のニーズに応じて、在宅サービス等を行う拠点を整備する。
 <具体例>

大規模施設が全壊・半壊した場合等に、大規模施設を建てる代わりに、同一法人等が主体となって、小規模特養、グループホーム、その他の訪問介護ステーション等を建設するなど、地域において連携して機能するためのモデル的な事業

(事業のイメージ図)



交付団体

P6のBに掲げる団体

事業実施主体

市町村、社会福祉法人等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国:定額(1か所あたり3,000万円)

事業概要

被災地の復興に際し、子どもと子育てを身近な地域で支える観点から、認定こども園（保育所機能部分）、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など子育て関連施設の複合化、多機能化を図るための整備に重点的な財政支援を行うもの。

補助対象・補助要件

保育所、認定こども園（保育所機能部分）、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など子育て関連施設を複合化、多機能化する際の整備費

交付団体

P6のBに掲げる団体

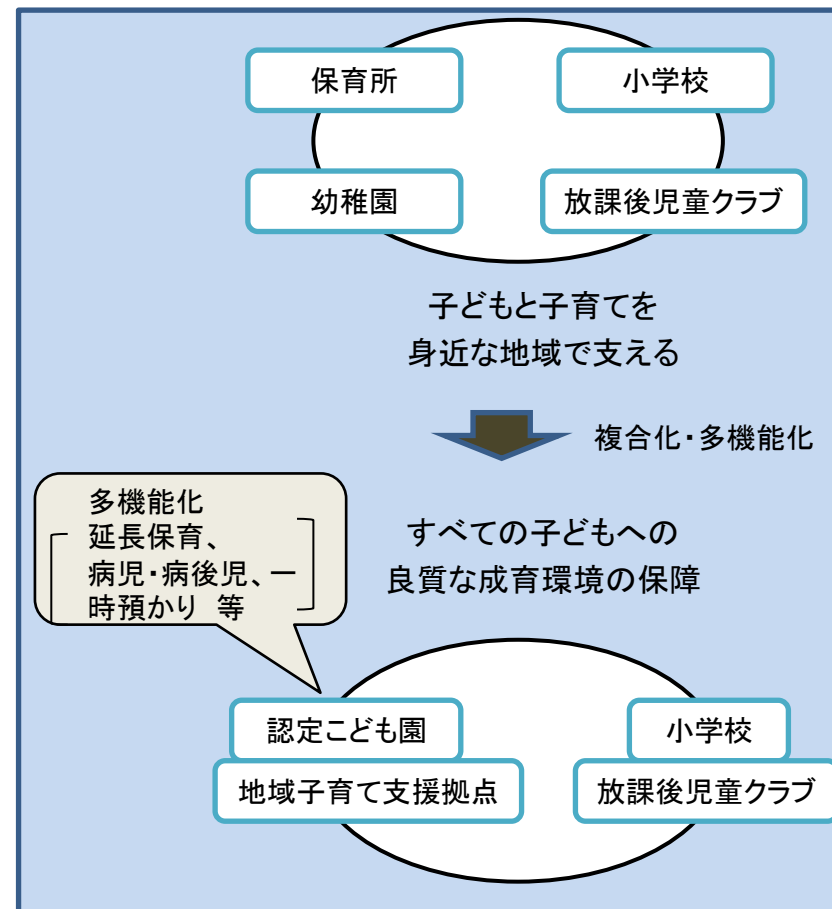
事業実施主体

市町村、社会福祉法人等

基本国費率

※別途、地方負担軽減措置を講じる。

国：1／2、地方公共団体：1／4、事業主：1／4



※認定こども園の幼稚園機能部分の整備については、P7「3. 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」により行う。